

県民文化会館を利用される皆様へ

倫理規則を定め、公平平等なサービスに取り組んでいます



和歌山県文化振興財団では、当財団が管理運営する県の施設において、県民から信頼される公平平等かつ適切なサービスを提供することを目的に、職員と利用される皆様等（利害関係者）との間で、職員が遵守すべき行為を示した倫理規則を定めています。

施設を利用される皆様には、財団の取り組みに何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

（職員の禁止行為 ※「利害関係者に係る職員倫理規則」一部抜粋）

職員は、利害関係者との接触にあたり、勤務時間内外を問わず次の行為をしてはならない。

1. 利害関係者から金銭、物品等の贈与(せん別、祝儀、心付け等を含む。)を受けること
2. 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品等の貸付けを受けること
3. 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること
4. 利害関係者から供応接待を受けること
5. 利害関係者と共に遊技(スポーツを含む。)又は旅行をすること
(ただし、自己の費用を負担する場合は除く。)
6. 利害関係者に依頼して、第三者に対し、上記のような行為をさせること

■ 職員が、上記の禁止行為など規則に違反すると、懲戒処分の対象となります。

【参考】利害関係者とは

- 財団の事業を実施するために、財団と契約を締結している法人・団体・個人等。
- 県民文化会館等の使用を承認された法人・団体・個人等並びに使用申し込みをしようとしている法人・団体・個人等。
- 県民文化会館等を使用するに際し、関係するすべての法人・団体・個人等。